規則第 10 号

北海道国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業特別会計 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則の一部改正について

北海道国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業特別会計 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則（令和元年規則第６号）の一部を次のとおり改正する。

（傍線部分は改正箇所）

改　正	現　行
（積立資産の額） 第３条　積立資産の額は、審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取組に充てる費用として見込まれる額とし、毎年度予算をもって積み立てるものとする。	（積立資産の額） 第３条　積立資産の額は、当該年度の審査支払手数料（以下「手数料」という。）収入の年度額の30％相当額を上限とする。
【削る】	（積立資産の予算及び決算） 第４条　積立資産の予算は、過去の手数料収入（年度額）の実績をもとに推計した当該年度の手数料収入の年度額（見込額）の30％相当額以内の額を計上し、決算においては、当該年度の手数料収入の年度額の30％相当額以内を積み立てる。
（運用益金の処理） 第４条　【略】 （会計編入） 第５条　【略】 （繰替運用） 第６条　【略】 （補則） 第７条　【略】	（運用益金の処理） 第５条　【略】 （会計編入） 第６条　【略】 （繰替運用） 第７条　【略】 （補則） 第８条　【略】
附　則 この規則は、公布の日から施行する。	